

仮設選挙事務所の設置に関する規制について

岐阜県都市建築部建築指導課

仮設選挙事務所は、建築基準法による「建築物（土地に定着する工作物のうち、屋根及び柱若しくは壁を有するもの）」に該当します。

そのため、建築主は、仮設選挙事務所を建築しようとする場合、工事着手する前にその計画が**建築基準法令**に適合するものであることについて、確認申請書を提出して建築主事等の確認を受け、確認済証の交付を受ける必要があります。（建築基準法第6条）

（※ 選挙事務所が木造以外の構造で2階建以上になる場合、構造基準に関する審査にも時間を要します。）

また、既存の建築物を仮設選挙事務所に用途変更する場合についても、建築基準法令の適用があります。（建築基準法第87条）

なお、仮設選挙事務所については、設置期間が限定されることから、建築確認申請に先立って特定行政庁（建築主事を置く県又は市）から仮設建築物としての許可を受けることにより、建築基準法令のうち、建築物の防火性能に関する規定、内装、避難に関する規定、都市計画に関する規定等について、適用を免除した計画で確認申請書が提出できます。（建築基準法第85条）

加えて、市街化調整区域^{*}に選挙事務所を設けようとする場合、**都市計画法**の規定により“立地が認められない”又は“許可等が必要”となる可能性があります。（都市計画法第34条）

（※ 市街化調整区域を有する市町：岐阜市、大垣市、多治見市、羽島市、各務原市、瑞穂市、岐南町、笠松町、垂井町、神戸町、安八町、北方町）

詳しくは、各法律について、仮設選挙事務所の建築場所となる市町村を所管する下記の行政庁にお問い合わせください。

【行政庁一覧】

市	担当窓口	所在地	連絡先
岐阜市	岐阜市建築指導課（建築基準法）	〒500-8701 岐阜市司町40番地1	058-265-4141
	岐阜市開発指導景観課（都市計画法）		
大垣市	大垣市建築指導課	〒503-8601 大垣市丸の内2-29	0584-81-4111
各務原市	各務原市建築指導課（建築基準法）	〒504-8555 各務原市那加桜町1-69	058-383-1111
	各務原市都市計画課（都市計画法）		
高山市	高山市建築住宅課	〒506-8555 高山市花岡町2-18	0577-32-3333
多治見市	多治見市開発指導課	〒507-8703 多治見市日ノ出町2-15	0572-22-1111
可児市	可児市建築指導課	〒509-0292 可児市広見1-1	0574-62-1111

上記の市以外の市町村については、下記の県建築事務所

岐阜圏域	岐阜・西濃建築事務所	〒503-0838 大垣市江崎町422-3	0584-73-1111
西濃圏域			
中濃圏域	中濃建築事務所	〒505-0034 美濃加茂市古井町下古井大脇2610-1	0574-25-3111
東濃圏域	東濃建築事務所	〒507-8708 多治見市上野町5-68-1	0572-23-1111
飛騨圏域	飛騨建築事務所	〒506-8688 高山市上岡本町7-468	0577-33-1111